

「都道府県決算状況調」は地方財政統計年報の基礎となっている調査である。地方自治体の決算データが、民生費の目的別で社会福祉・児童福祉・老人福祉に分類できるが、残念ながら障害者福祉は分類が無い。もし社会福祉の中から障害福祉が分離できれば、都道府県別の障害者支出規模の比較が可能である。「全国消費実態調査」は全国の全世帯を対象とする標本調査であり、家計調査と同様の構造で費用をみることができる。しかし、調査対象者から社会施設及び矯正施設の入所者 病院及び療養所の入所者は除かれているので、これらの施設入所の障害者はもともと含まれていない。また世帯類型では障害があるかどうかの特定ができない。しかし、全世帯を対象とする日本では最も大規模な標本調査であるので、将来的には障害の有無を設問に加えて障害者の家計構造を分析することができればよいと考える。

「社会生活基本調査」は、時間簿調査である。全国消費実態調査と同様に社会福祉施設の入所者 病院、療養所等の入院患者は対象者から除外されているので、施設入所の障害者は対象になっていない。もし障害者を区別することができたら、健常者と障害者の生活時間の違いを明らかにすることができ大変興味深い。その上、この調査には、行動をともにしていた人を時間の流れと平行に選択することができ、介助者が必要な障害者は、どのような介助をどの時間帯に受けているかをデータとして明らかにすることが可能だ。筆者が主任研究者をしている研究では障害者を対象にした時間簿調査を「社会生活基本調査」の調査票を参考にしながら設計し実施しているが、活動時間帯が健常者のそれとはずれることや、テレビを見ている時間が長い傾向があるなど、興味深い結果がでてい

3. まとめにかえて

流行語になった「下流社会」は、年収 300～400 万円以下で暮らす勤労者世帯をイメージしていると聞いたことがある。しかし、障害者の年収は、障害年金（1 級）だけなら 993,100 円（平成 18 年度現在）である。これに扶養している子供がいた場合に加算がついたとしても 100 万円を少し超える程度である。この障害年金すら受給できていない身体障害者が 13.9% いる。⁹知的障害者の場合は 8 割が公的年金等を受給しているが、2 級が多く年額にして 794,500 円である。このような年収で、生計はなりたたない。となると、障害者はどうやって生きているのだろうか。地方自治体の障害者手当が月額 2～8 万円あるかもしれない。それでも家賃を支払って一人で暮らすのは大変だろう。そう考えた時、障害者の生活実態を知ることのできる政府統計調査が無いことに気がついた。障害者の生活実態が浮き彫りになるような調査統計が全国レベルの政府統計調査として必要である。これからの障害者福祉・雇用政策を安定的に遂行するためには客観的な調査データが必要である。

⁸ 厚生労働科学研究費補助金「障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究」（2006 年）

⁹ 厚生労働省「身体障害児・者基本調査」（平成 13 年）

<参考文献>

勝又幸子 (2006a) 「障害保健福祉政策」 『社会政策研究 6』 東信堂 pp.115-137

(2006b) 「特集2 障害者福祉・雇用問題の実態と課題—政府統計調査から見えてくるもの—」 Int'l ecprwk 国際経済労働研究 Vol.61 No.11.12 通巻 965 号 2006 年 12 月刊行、pp15-24.

厚生科学研究費補助金 (2006) 「障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究」 (勝又幸子主任研究者)

佐藤久夫・小澤温 (2005) 障害者福祉の世界 (改訂版) 有斐閣

政府統計調査を検索した参考 URL

<http://www.stat.go.jp/data/ssds/9-1.htm#7> 「総務省 統計調査等の概要」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/index.html> 「厚生労働統計一覧」

参考表：障害者を含む政府統計調査

調査(報告書名)	目的及び概要	省庁名	管轄部局	統計の種類	公開の頻度	備考
1 児童養護施設入所児童等調査	児童福祉法に基づいて、里親に委託されている児童、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び乳児院に措置されている児童、母子生活支援施設に措置されている母子世帯の児童並びに保護者の実態を明らかにする。	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局総務課	承認統計	5年周期	児童養護施設の中には、情緒障害児短期治療施設が含まれる
2 知的障害児・者基礎調査	知的障害児・者の生活の実情とニーズを正しく把握し、今後の知的障害児・者福祉行政の企画・推進の基礎資料を得ること。	厚生労働省	社会・援護局障害保健福祉部企画課	承認統計	5年周期	平成7年国勢調査により設定された調査区(5500地区)内知的障害者(児)客体約2000世帯
3 身体障害児・者等実態調査	身体障害児・者の障害の種類・程度・原因等の状況、日常生活の状況、就業の状況、福祉用具の所持状況及び障害別ニーズの状況等の把握を行い、身体障害児・者に係る福祉施策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。直近は平成13年度実施。身体障害児・者及びその属する世帯	厚生労働省	社会・援護局障害保健福祉部企画課、職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課 共管	承認統計	5年周期	調査票は4種類、①18歳未満の身体障害児のいる世帯対象、②18歳以上の身体障害者のいる世帯対象、の実態調査票、③18歳以上64歳以下の身体障害者のいる世帯対象の就業実態調査票、④平成13年身体障害児・者等実態調査 知的障害児・者就業実態調査票
4 被保護者全国一斉調査	生活保護法による保護を受けている世帯の保護の受給状況及び、構成状況等を把握	厚生労働省	社会・援護局保護課	届出統計		世帯類型に障害と傷病がある
5 社会保障生計調査	被保護世帯の家計上の収支その他の生活実態を明らかにし、生活水準、級地差等の状況を明らかにする。	厚生労働省	社会・援護局保護課	承認統計	毎年	世帯類型に障害と傷病がある
6 労働市場年報	職業安定法第14条及び同法施行規則第10条の規定に基づいて都道府県及び公共職業安定所が作成した労働力の需要供給に関する調査報告等により、一般労働者、パートタイム労働者、日雇労働者、中高年労働者、障害者等の職業紹介状況を年度ごとに取りまとめる	厚生労働省	職業安定局雇用政策課	業務統計	毎年	障害者等の職業紹介状況、ウェブでは未公開、配布印刷物
7 障害者雇用実態調査	民営事業所の事業主に対し、雇用している身体障害者、知的障害者、精神障害者等の雇用管理上の措置を調査するとともに、雇用されている障害者等の勤労生活の実態を把握する。農林漁業を除く産業に属する民営の事業所のうち、常用労働者5人以上を雇用する事業所、当該事業所に雇用される身体障害者、知的障害者、精神障害者等	厚生労働省	職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課	承認統計	5年周期	概要版 (http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/10/h1019-1.html)は記者発表済み、報告書は平成19年になる見込み
8 精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査 http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/11/s1111-2a.html#g1	精神障害者の社会復帰を推進していくため、精神障害者の社会復帰にあたってどのようなニーズがあるかを障害者本人を対象として調査し、今後の精神保健福祉施策の基礎資料とすることを本調査の目的	厚生労働省 社会援護局 障害保健福祉部	精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査検討会 社団法人 日本精神科病院協会に調査を委託	非該当	平成15年1回限り	障害保健福祉部 精神保健福祉課が担当精神障害者について詳細な調査を実施
9 衛生行政報告例【旧厚生省報告例(衛生関係)一保健・衛生行政業務報告一】	都道府県・指定都市・中核市における衛生行政の実態を把握	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室	届出統計	毎年・隔年のものあり	精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数、精神障害者通院医療、精神保健福祉センターの相談や技術指導、職種別職員配置状況などがわかる
10 社会福祉施設等調査	施設の数、在り所、従事者等の把握、身体障害者福祉施設、児童福祉施設、授産施設、利用施設等を対象	厚生労働省	大臣官房統計情報部社会統計課	承認統計	毎年	昭和46年調査以前は12月31日現在、昭和60年調査からは、2年ごとに詳細な調査を実施し、中間の2年間は基礎的事項のみを把握する簡易調査を実施
11 福祉行政報告例一社会福祉行政業務報告一	各都道府県・指定都市・中核市の行政の実態を数量的に把握、被保護世帯、身体障害者手帳交付台帳掲載数、ホームヘルパー・派遣対象世帯数、特別児童扶養手当受給資格者の認定等、知的障害者保護施設、療育手帳交付台帳登録数、戦傷病者手帳交付台帳登録数、など	厚生労働省	大臣官房統計情報部社会統計課	届出統計	毎年・隔年のものあり	身体障害者手帳交付台帳登録数、ホームヘルパー派遣対象世帯数、身体障害児の育成医療等、障害児福祉手帳等の認定及び受給資格者異動状況、特別児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況
12 介護サービス施設・事業所調査	全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基礎整備に関する基礎資料を得る。	厚生労働省	大臣官房統計情報部社会統計課	承認統計	毎年	平成12年度以降毎年調査、それ以前は老人保健施設調査と訪問看護統計調査に分かれていた
13 医療施設調査	全国の医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握。静態調査は、医療法に規定するすべての病院及び診療所(以下「医療施設」という。)を対象とする全数調査で、動態調査は、開設、廃止、変更等のあったすべての医療施設を対象として、それぞれの施設名、所在地、開設者、診療科目、許可病床数、従事者数等の事項について調査する	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室	指定統計	静態調査は3年周期、動態調査は毎年	開設者別に精神病床数や併設の施設(介護事業所等)がわかる。また、従業者の数や勤務形態および交代制や当直制がわかる。病院と診療所(一般と歯科に分かれる)の調査票は別。
14 患者調査	病院及び診療所を利用する患者について、その傷病状況等の実態を明らかにする。患者を対象とし、病院内は二次医療機関、病院の外来及び診療所は都道府県別に層化集計として抽出。医療施設における患者について、性別、出生年月日、傷病の状況、入院期間、診療費の支払方法等を調査する	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室	指定統計	3年周期	病床の種類に精神病床があり、それが老人性痴呆疾患療養病床とその他の精神病床に分離できる。診療費等の支払い方法で、精神保健福祉法の公費負担医療が区別できる。診療費等の支払い方法では、保険別、労災公務災害、自賠法などの区別が可能。病院や一般診療所の退院後の行き先に「社会福祉施設に入所」が区別できる。

調査(報告書名)	目的及び概要	省庁名	管轄部局	統計の種類	公開の頻度	備考
15 病院報告	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び病院の従事者の状況を把握。医療法に規定する病院及び療養病床を有する診療所を対象とする全数調査で、患者票により病院及び療養病床を有する診療所における在院、新入院、退院、外来等の患者数、従事者票により病院の医師、歯科医師、看護師、薬剤師、検査技師、栄養士、事務職員等の従事者数を調査。	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室	承認統計	患者票：毎月 従事者票：毎年	
16 介護サービス世帯調査	日常生活において手助けや見守りを要する者及びその世帯の実態、家族等の介護の状況、居宅サービスの利用状況、利用要望など介護サービスの需要に関する事項を把握する。全国の日常生活において手助けや見守りを要する40歳以上の者(ただし、65歳未満については、介護保険制度の要介護認定申請を行った者)を対象とし、平成12年国民生活基礎調査で設定された調査地区(2,500地区)内における当該者及びその世帯の世帯員。	厚生労働省	統計情報部社会統計課国民生活基礎調査室	承認統計	1回限り(平成12年度)	全国の日常生活において手助けや見守りを要する40歳以上の者(ただし、65歳未満については、介護保険制度の要介護認定申請を行った者)を対象とし、平成12年国民生活基礎調査で設定された調査地区(2,500地区)内における当該者及びその世帯の世帯員
17 国民生活基礎調査	保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする。	厚生労働省	統計情報部社会統計課国民生活基礎調査室	承認統計	毎年(3年周期で大規模調査)	世帯単位で日常生活の自立状況や主な介護者の状況を問いている。健康票では入院中の有無や受診中の有無または傷病の状況についてもきいている。
18 労働災害動向調査	主要産業における半期及び年間の労働災害の発生状況を明らかにする。(甲調査)主要産業 事業所規模100人以上(総合工事業は労働者災害補償保険の概算保険料160万円以上又は工事請負金額1億9000万円以上の工事現場)(乙調査)産業は甲調査と同じ(ただし総合工事業は除く。)事業所規模10～99人(ただし事業所規模10～29人は製造業の特定7産業のみ)	厚生労働省	統計情報部資金福祉統計課	承認統計	年2回	管理・事務部門のみをもって構成する事業所は調査の対象から除外している。
19 労働災害発生状況	死傷災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上死傷災害)、死亡災害及び重大災害(一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故)を把握して、労働安全衛生行政の基礎資料とする。	厚生労働省	労働基準局安全衛生部安全課	業務統計	毎年	
20 業務上疾病発生状況等調査	業務上疾病の発生状況、定期健康診断による有所見者数等を把握して、労働衛生行政の基礎資料とする。	厚生労働省	労働基準局安全衛生部労働衛生課	業務統計	毎年	
21 公共施設状況調査	原則として地方公共団体が所有又は管理している公共施設等のうち、普通会計に属するものを対象に調査を実施し、原則として毎年3月31日現在の各調査結果に係る計数資料を収録したものである。	総務省	自治財政局財務調査課	業務統計	毎年	原則として地方公共団体が所有又は管理している公共施設等のうち、普通会計に属するもの 児童福祉施設・老人福祉施設・保護施設・知的障害者福祉施設・身体障害者更正福祉施設・母子福祉施設・その他の社会福祉施設
22 学校基本調査	学校教育行政に必要な学校に関する事項を明らかにすること。学校調査、学校通信教育調査、不就学児童生徒調査、学校施設調査、学校経費調査及び卒業後の状況調査。全数調査で、学校の特性に関する事項、学部・学科・課程又は学級に関する事項、教職員の数、児童・生徒・学生又は幼児の在籍状況等について調査する。	文部科学省	生涯学習政策局調査企画課	指定統計	毎年(1)～(4)(6)5月1日現在、毎年度(5)	(1)学校調査、(2)学校通信教育調査、(3)不就学児童生徒調査、(4)学校施設調査、(5)学校経費調査、(6)卒業後の状況調査、盲学校、聾学校、養護学校を含む卒業後の状況調査は、年度間の卒業者について毎年5月1日現在
23 地方教育費調査	地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の状況を明らかにすること。地方教育費を学校教育費、社会教育費及び教育行政費に大別して調査。	文部科学省	生涯学習政策局調査企画課	届出統計	教育費調査：毎年度 教育行政調査：隔年	盲・聾・養護学校を含む
都道府県決算状況調査	各都道府県に対して照会した「地方財政状況調査」のうち、都道府県の普通会計、収益事業会計、交通災害共済事業会計及び公立大学附属病院事業会計の決算を集計し、その一部を編集	総務省	自治財政局財務調査課	業務統計	毎年	社会福祉、老人福祉、児童福祉などの分類があるが、障害福祉の区分は無い。市町村決算状況調査も同様。
全国消費実態調査	家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得ることを目的。全国の全世帯を対象とする標本調査で、二人以上の一般世帯と単身世帯のうちから選定した世帯を対象とする。	総務省	統計局統計調査部消費統計課	指定統計	5年周期	単身世帯で、社会施設及び矯正施設の入所者、病院及び療養所の入所者は除かれている
社会生活基本調査	国民の生活時間の配分及び自由時間等における主な活動(「インターネットの利用」、「学習・研究」、「スポーツ」、「趣味・娯楽」、「ボランティア活動」、「旅行・行楽」)について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにする。我が国の行政権の及ぶ地域内すべての世帯及びその世帯に住む世帯員を対象とする標本調査。	総務省	統計局統計調査部労働力人口統計室	指定統計	5年周期	社会福祉施設の入所者 病院、療養所等の入院患者は除外

<参考 統計調査の種類>

- ・指定統計調査… 統計法第2条の規定に基づき、総務大臣が指定し、その旨を公示した統計を作成するための調査
- ・承認統計調査… 統計報告調査法第4条の規定に基づき、総務大臣の承認を受けた統計報告
- ・届出統計調査… 指定統計、承認統計以外の統計で統計法第8条の規定に基づき、総務大臣に届け出た統計調査
- ・その他 業務統計

V. 研究成果の刊行に関する 一覧表

平成 18 年度 研究成果の刊行に関する一覧表

発表者	論文タイトル名	発表誌名等	出版元	年	ISBN
遠山真世	「障害者生活実態調査」にみる障害者の就業問題	国際経済労働研究 Int' lecowk 第 61 巻第 11・12 号(通巻 965 号) pp. 25-31	国際経済労働研究所	2006 年 11 月	9197729
遠山真世	障害者の就労実態～稲城市等における調査結果から～	第 14 回職業リハビリテーション研究発表会 第 5 分科会：福祉的就労から一般雇用への移行	独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構 (障害者職業総合センター内)	2006 年 12 月 6 日 於 障害者職業総合センター	

日本社会福祉学会第54回全国大会

自主企画シンポジウム 10

障害者の生活実態と自立支援

2006年10月8日 午後3時～5時 会場：N421教室

<プログラム>

はじめに：目的と概要 勝又幸子（国立社会保障・人口問題研究所 企画部第3室長）

第Ⅰ部：第1回障害者生活実態調査より 15:05～16:05

1. 家計構造からみた障害者の実態
土屋 葉（愛知大学文学部人文社会学科専任講師）・・・・・・・・・・219
2. 就労からみた障害者の実態
遠山真世（立教大学コミュニティ福祉学部助手）・・・・・・・・・・227
3. 生活時間からみた障害者の実態
圓山里子（特定非営利活動法人自立生活センター新潟調査研究員）・・・・・・・・229

第Ⅱ部：障害者当事者から見た生活実態と自立生活 16:05～16:35

1. 障害者自立支援法による一割負担の影響
麩澤 孝（東京頸損連絡会会長 ㈲セカンドステージ代表）・・・・・・・・・・233
2. 障害者の生活に及ぼす自立支援法定率負担の影響
三澤 了（DPI日本会議 議長）・・・・・・・・・・235

第Ⅲ部：討論とまとめ 16:35～17:00

*『障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究（厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業）』（主任研究者 勝又幸子 yukiko-ka@ipss.go.jp）の成果を中心に報告をおこなうものである。

◎お願い：各報告者のパワーポイント中の図表の無断転載及び引用はご遠慮ください。

社会福祉学会2006/10/08
自主企画シンポジウム10:障害者の生活実態と自立支援

家計構造からみた障害者の実態

©土屋 葉(愛知大学文学部)
yout@vega.aichi-u.ac.jp

1. はじめに

- 経済的な面からみた障害者世帯の実態把握
→不十分
- 障害者世帯の家計にかんする実態把握の必要
 - ・家計構造の把握
 - ・障害者世帯と一般世帯との比較

⇒収入と支出構造にかんする分析
(基礎調査票2より)

2. 本人収入

(1)本人収入概要

表1 世帯類型別本人収入 単位:万円

	平均値	単身世帯平均	二人以上世帯平均
雇用者所得	113.6	104.2	117.2
公的年金(障害年金)	52.0	59.8	49.0
公的年金(障害以外)	15.5	8.2	18.2
雇用保険	0.6	0.0	0.8
生活保護	19.9	48.5	8.8
手当て(障害)	16.5	19.3	15.5
手当て(障害以外)	2.4	0.7	3.1
仕送り	0.5	1.7	0.0
企業年金・個人年金	1.1	0.0	1.6
その他の所得	6.5	0.4	8.9
合計	228.6	242.8	223.1

*収入1500万円以上、世帯類型不詳は除く

表2 本人収入内訳 単位:万円

	回答(人)	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
雇用者所得	53	239.5	255.1	180	1	900
公的年金(障害年金)	62	108.2	67.4	99	8	428
公的年金(障害以外)	16	98.6	81.2	83	1	265
雇用保険	1	57	57	57	57	57
生活保護	19	138.1	83.6	144	23	320
手当て(障害)	63	38.2	38.9	19	1	150
手当て(障害以外)	5	48.8	20	53.8	1	132
仕送り	8	30.6	21	30.1	1	72
企業年金・個人年金	5	29.2	13	33	14	43
その他の所得	14	74.8	82.6	58.5	1	300

本人収入層

図1 本人収入層

*本人収入不詳は除く

課税等の状況

所得種別	課税(支払い)あり者(均等割りのみ)	課税なし	不詳
所得税	20.2	0.0	63.8
住民税	11.8	2.0	54.1
社会保険料	37.2	0.0	41.1

図2 課税等の状況

分析結果1

■ 本人収入:概要

- ・収入元:世帯類型により差
単身世帯>二人以上世帯<生活保護、公的年金(障害)
三人以上世帯>単身世帯<雇用者所得
- ・本人収入総額:200万円未満が57.1%
- ・課税なし世帯(所得税:58.9%、住民税58.1%)

(2)公的年金(障害年金)

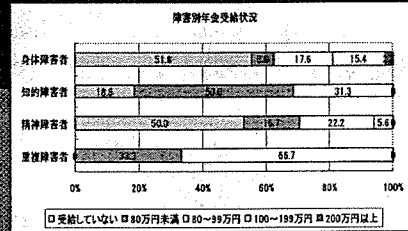


図3 障害別公的年金(障害)受給状況

* 公的年金(障害)額不詳は除く

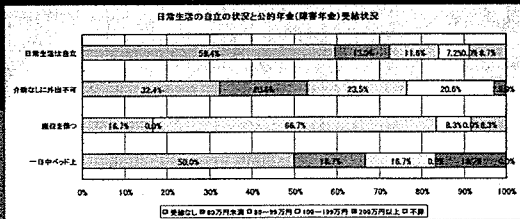


図4 日常生活の自立の状況と公的年金(障害)受給状況

* 日常生活の自立の状況不詳は除く

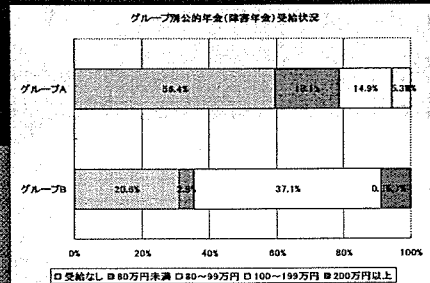


図5 グループ別公的年金(障害)受給状況

* 公的年金(障害)額不詳は除く

分析結果2

■ 本人収入:公的年金(障害年金)受給

- ・障害種別により差
身体障害:「受給なし」(51.6%)
知的障害:「2級年金受給」(50.0%)
精神障害:「受給なし」(50.0%)
- ・日常生活の自立状況により差
「自立」度が高いほど「受給なし」が増える傾向
「自立」度が低いほど年金額が増える傾向
- ・グループ間により差
Aグループ(福城市):「受給なし」(56.4%)

(3)生活保護

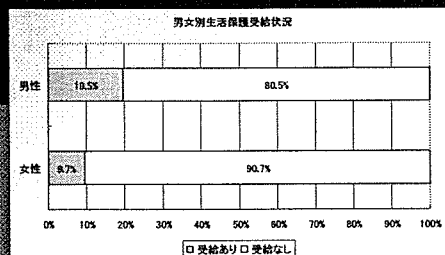


図6 男女別生活保護受給状況

* 生活保護受給不詳を除く

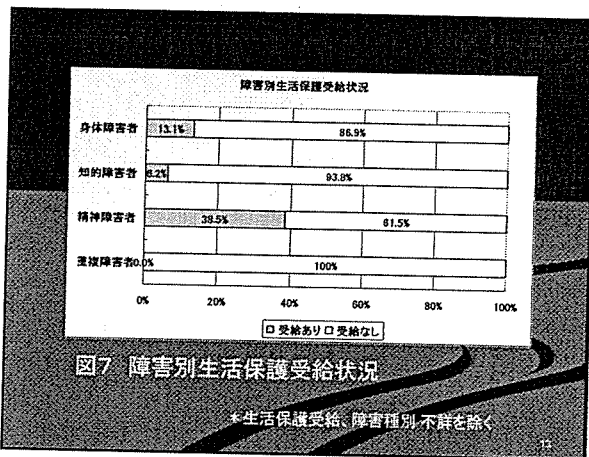


図7 障害別生活保護受給状況

*生活保護受給、障害種別、不詳を除く

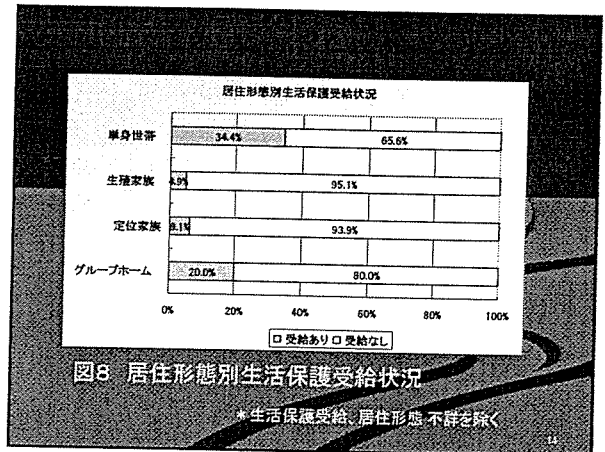


図8 居住形態別生活保護受給状況

*生活保護受給、居住形態、不詳を除く

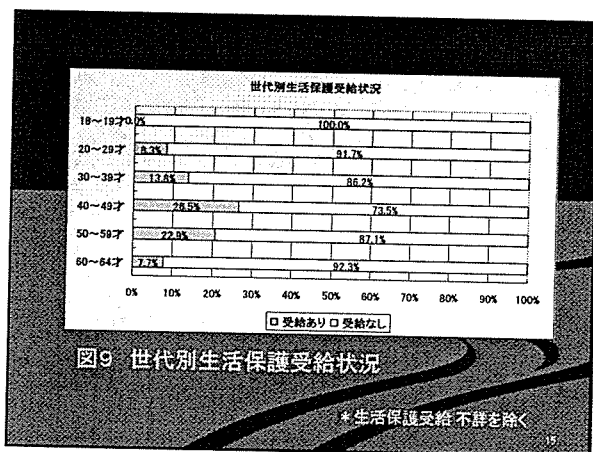


図9 世代別生活保護受給状況

*生活保護受給、不詳を除く

分析結果3

■ 本人収入：生活保護

・生活保護「受給あり」(15.8%)、属性により差

性別：男性のうち19.5%が「受給あり」
 障害別：精神障害者のうち38.5%が「受給あり」
 世帯類型別：単身世帯のうち34.4%が「受給あり」
 年代別：40代のうち26.5%が「受給あり」

(4)収入の組み合わせ

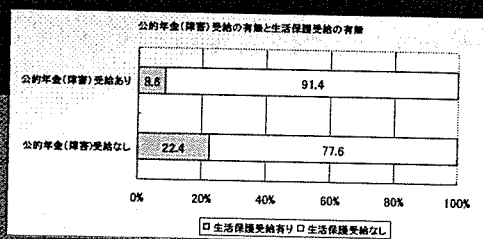


図10 公的年金(障害)受給状況と生活保護受給状況

*生活保護受給、公的年金受給状況、不詳を除く

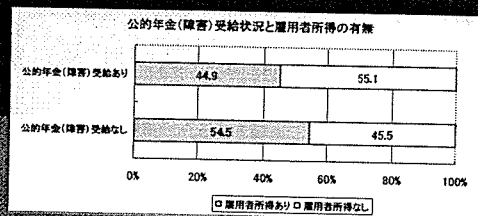


図11 公的年金(障害)受給状況と雇用者所得の有無

*公的年金(障害)、雇用者所得、不詳を除く

表3 公的年金(障害)受給層と雇用者所得層

雇用者所得層(万円未満)	100万円未満		100～150万円未満		150～200万円未満		200～250万円未満		250～300万円未満		300～400万円未満		400～500万円未満		500～600万円以上		合計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
年金受給なし	455	12.7	38	3.6	3	0.3	18	1.8	38	3.8	73	7.3	18	1.2	7	0.5	55
80万円未満	5	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	12
80～99万円	11	0.3	7	0.7	0	0.0	0	0.0	7	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19
100～119万円	9	0.3	0	0.0	1	0.1	2	0.2	0	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0	13
120万円以上	69	2.0	0	0.0	7	0.7	15	1.5	0	0.0	7	0.7	0	0.0	0	0.0	104
合計	500	14.4	48	4.8	3	0.3	20	2.0	46	4.6	81	8.1	18	1.2	7	0.5	104

* 公的年金(障害)、雇用者所得不詳は除く

分析結果4

■ 本人収入: 収入の組み合わせ

- ・公的年金(障害)「受給なし」層: 22.4%が生活保護「受給あり」
- ・公的年金(障害)「受給なし」層: 54.5%が雇用者所得を得ている

⇒ 公的年金(障害)「受給なし」層の中で差がある
 雇用者所得「600万円以上」(12.7%)
 雇用者所得「なし」(45.5%)、「50万円未満」(12.7%)

3. 世帯収入と世帯支出

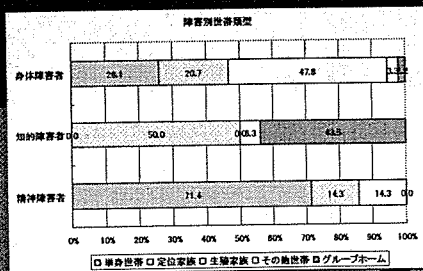


図12 障害別世帯類型

* 重複障害者、非手帳保持者を除く

表4 世帯収入と本人収入(平成16年)

	単身世帯	二人以上世帯
世帯収入	242.8万円	589.3万円
本人収入	242.8万円	223.1万円

* 世帯状況不詳、収入状況未詳を除く

表5 世帯類型別収入

	世帯所得						合計
	200万円未満	200万～399万円	400万～599万円	600万～799万円	800万～999万円	1000万円以上	
単身世帯	16	16	3	1	0	0	36
生離家族	44.4%	44.4%	8.3%	2.8%	0.0%	0.0%	100.0%
同居家族	7	7	8	7	9	7	45
定住家族	12.1%	27.3%	21.2%	21.2%	6.1%	12.1%	100.0%
その他世帯	0	4	0	0	0	1	5
グループホーム	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	100.0%
合計	27.9%	28.7%	14.0%	11.8%	8.5%	9.3%	100.0%

* 世帯収入不詳を除く

表6 支出総額(平成16年10月)

	度数	パーセント
～9万円	14	10.9
10万円～19万円	35	27.1
20万円～29万円	22	17.1
30万円～39万円	19	14.7
40万円～	18	14
不詳	21	16.3
合計	129	100

表7 世帯類型別支出

	世帯支出層					合計
	～9万円	10万円～19万円	20万円～29万円	30万円～39万円	40万円～	
	4	18	6	2	0	30
単身世帯	13.3%	60.0%	20.0%	6.7%	0.0%	100.0%
生殖家族	2	8	8	12	13	41
	4.9%	14.6%	19.5%	29.3%	31.7%	100.0%
定住家族	2	8	7	4	5	28
	7.7%	30.8%	28.9%	15.4%	19.2%	100.0%
その他世帯	1	1	1	1	0	4
	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%	100.0%
グループホーム	5	2	0	0	0	7
	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	14	35	22	19	18	108
	13.0%	32.4%	20.4%	17.6%	16.7%	100.0%

* 世帯支出下詳を除く

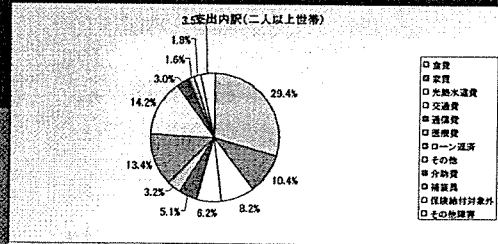


図13 支出内訳(二人以上世帯)

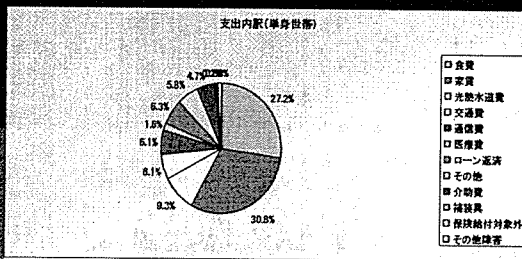


図14 支出内訳(単身世帯)

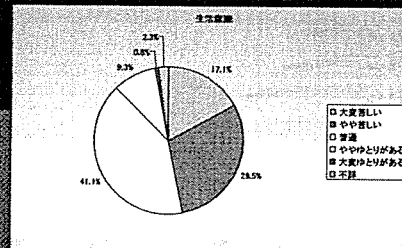


図15 生活意識

分析結果5

■ 世帯類型

・障害別

身体障害:ばらつき

知的障害:定住家族(50.0%)

精神障害:単身世帯(71.4%)

■ 世帯収入

・二人以上世帯の世帯収入は単身世帯の世帯収入の2.3倍

・世帯類型別

単身世帯、グループホーム、低収入層

生殖家族:ばらつき(やや高収入層)

定住家族:ばらつき

(つづき)

■ 世帯支出

・世帯類型別

グループホーム:「9万円以下」(71.4%)

単身世帯:「10～19万円」(60.0%)

生殖家族:「30万円以上」(61.0%)

■ 支出内訳

・世帯類型により差

単身世帯:支出に占める家賃割合が高い(30.8%)

二人以上世帯:支出に占める家賃割合が低い(10.4%)

・障害にかかわる支出は9.4%

■ 生活意識

・「苦しい」+「やや苦しい」:47.4%

4. 補足

(1) 居住にかんする支出

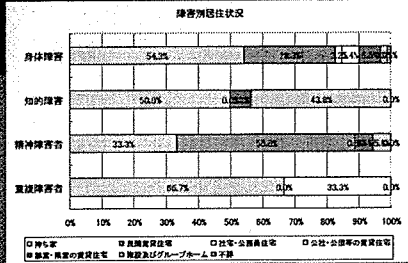


図16 障害別居住状況

* 居住形態不詳を除く

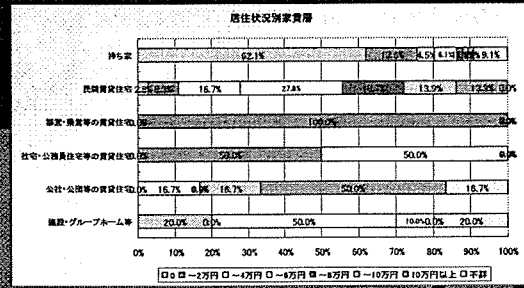


図17 居住状況別家賃層

* 家賃、居住形態不詳を除く

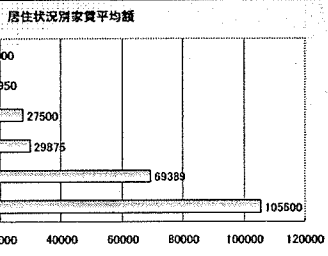


図18 居住状況別家賃平均額

単位:円

* 家賃、居住形態不詳を除く

分析結果6

■ 居住形態

- ・持ち家居住者: 51.2%
- ・公営住宅居住者: 6.2%
- ・精神障害者で民間賃貸住宅居住者: 55.6%

■ 居住形態別家賃支出

- ・民間賃貸住宅: はらつき(2万円未満~10万円以上)
- ・社宅・公務員住宅等(2万7500円)、公営住宅(1万3000円)は比較的安い
- ・公団住宅(10万500円)は比較的高い

(2) 介助にかんする支出

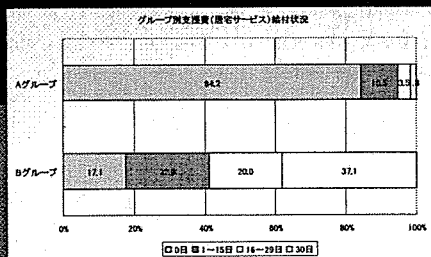


図19 グループ別支援費(居宅サービス)給付状況

* 以下、分析を身体障害者に限定。居宅サービス給付状況不詳を除く

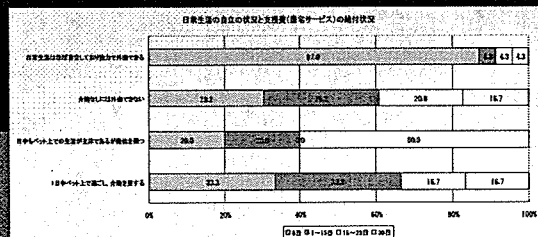
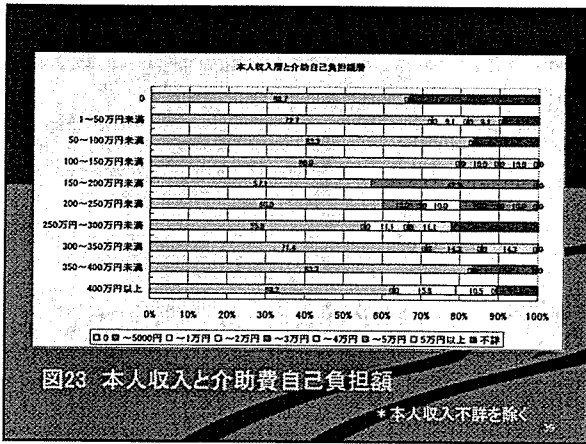
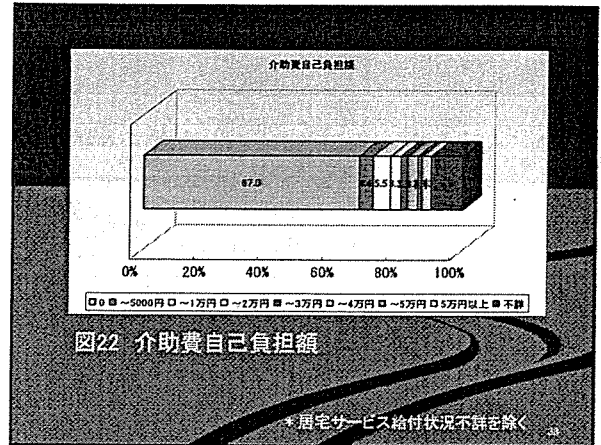
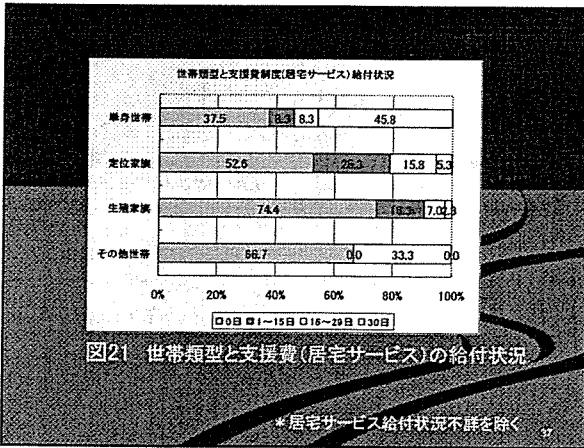


図20 日常生活の自立の状況と支援費(居宅サービス)の給付状況

* 居宅サービス給付状況、日常生活の自立状況不詳を除く



分析結果7

- 支援費制度(居宅サービス)利用状況
 - ・Bグループ: 居宅サービス利用日数 30日 (37.1%)
 - ・「ベッド上での生活が主体」層: 利用日数 30日 (60.0%)
 - ・単身世帯: 利用日数30日 (45.8%)
- 介助費自己負担額
 - ・67.0%は自己負担額なし

(3) 障害にかかわる支出

表8 障害にかかわる支出

	全世帯	単身世帯	二人以上世帯
介助費	8070 3.4%	7100 4.7%	8750 3.0%
補装具	3100 1.3%	350 0.2%	4800 1.6%
保険給付対象外	4530 1.9%	1140 0.8%	5250 1.8%
その他障害	6940 2.9%	1560 1.0%	10300 3.5%
障害にかかわる支出合計	22640 9.4%	10150 6.8%	29100 10.0%
(参考)住宅改修費	96690 ---	---	---

* 本人収入不詳を除く

「保険給付対象外で必要な費用の負担額」
→ 回答者(21人、16.3%) うち21人が身体障害

「その他、本人の障害にかかわる支出」
→ 回答者(13人、10.1%) うち12人が身体障害

表9 保険給付対象外で必要な費用の内容

項目	度数(人)
おむつ代	7
ガーゼ代	3
その他の医療用品	4
薬(保険対象外)	2
病院(保険対象外)	4
その他	5

*** 自由記述より抜粋**

- ・「障害者になってから収入が減ったにもかかわらず、補装具の自己負担額が大きく、しかも補装具はほとんどが高額」(身体障害)
- ・「主人の収入は毎年減っていき、私は不自由で働くことが出来ないでここ数年毎月貯金を10万円位づつおろしながら生活をしています。都営住宅への申し込みの幅をもっと広げてほしい」(身体障害)
- ・「医療費に関して、通院治療を行っており、この費用は「障」制度によって無料だが症状が床ずれのため日々の治療が必要になり薬剤以外のガーゼ、医療用フィルム・綿棒などの医療用品に月々3万円ほどかかっている」(身体障害)
- ・「医療的・介護的支出、そうしたものは生活上切り離せないために、経済的に負担に感じることもある」(身体障害)

分析結果8

- 障害にかかわる支出
(介助費自己負担、補装具、保険給付対象外の費用、その他障害にかかわる支出)
- ・支出に占める割合は9.4%
→特別な出費としての「住宅改造費」
- ・内容は介護用品、医療用品
- ・身体障害に偏り

5. 考察

- 「単身世帯」→不安定な収入
 - ・年金「受給なし」層 → 生活保護受給へ
 - ・雇用所得+公的年金(障害)も、安定した収入とはなっていない → 雇用所得の低さ
 - ・家賃負担の重さ → 公営住宅供給の未整備?
- 「三人以上世帯」→比較的安定した収入(しかし・・・)
 - ・「定住家族」: 世帯収入にばらつき
→本人の親の雇用所得の有無に左右される
 - ・「生殖家族」: 世帯総支出が多い
→教育費、居住費の負担が重い

(つづき)

- 「障害者世帯」であるゆえに必要な費用とは?
 - ・「本人の障害にかかわる支出」
→重度の身体障害に偏り
(注意点)
 - ・見えづらい支出
 - ・そもそもサービスを利用しない層
 - ・サービス利用自己負担額をどうみるか?
 - 支費費制度下
 - 自立支援法施行後の変化

6. 今後の課題

- 制度改編後における家計構造変化の検討
→サービス利用自己負担、医療費自己負担
- 世帯類型による負担額の差の検討
- 一般世帯の家計調査との比較
「自立」を支えるものとしての、経済的基盤とは?

■ 参考資料

勝又幸子(2011)「障害者の生活保障実態調査-障害者福祉制度と公的扶助の補完関係再考」『公的扶助システムのあり方に関する実証的・理論的研究(平成13年度～15年度 総合研究報告)』, 173-206.
厚生労働省社会援護局障害保健福祉部(2011)「知的障害児(者)基礎調査結果の概要」(厚生労働省HPより引用).
厚生労働省社会援護局障害保健福祉部(2013)「障害者の生活状況に関する調査結果の概要」(厚生労働省HPより引用). 調査の元資料「所得等の面からみた障害者の生活実態に関する調査研究」『精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査』
障害者福祉研究会編(2009)『わが国の身体障害児・者の現状、平成14年身体障害児・者実態調査報告』中央法規.
橋本一三郎(2006)「はじめに」『障害と健康に関する研究会編』『所得等の面からみた障害者の生活実態に関する調査研究報告書』, 1-5.
土屋葉、園山里子(2014)「障害者による所得保障制度: 実態と意味づけ」第2回日本社会福祉学会大会: 報告資料.
東京福祉局総務部計画調整課編(1999)『障害者の生活実態: 平成10年度東京都社会福祉基礎調査結果報告書』.
財団法人精神障害者家族会連合会年金問題研究会編(2014)『障害年金の請求の仕方と解』 誠: 精神障害者・知的障害者のために』中央法規.

自主企画シンポジウム10

就労からみた障害者の実態

©遠山 真世
(立教大学)
quiniuq@rikkyo.ne.jp

1

1 はじめに

- ・回答者の就労をめぐる実情を明らかにし、就労支援における課題を検討する

障害種別	回答者グループ	
↓		
仕事の有無	仕事の種類	仕事による収入

- ・分析範囲: 20代~50代
主に仕事をしている人

2

2 仕事の有無

・回答者全体

	仕事あり		仕事なし	不詳	合計
	仕事が主	他が主			
身体障害者	34 43.8%	4 5.1%	38 48.7%	2 2.6%	78 100%
知的障害者	9 60.0%	1 6.7%	5 33.3%	0 0.0%	15 100%
精神障害者	12 66.7%	2 11.1%	4 22.2%	0 0.0%	18 100%
重複障害者	2 66.7%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	3 100%
合計	57 50.0%	7 6.1%	48 42.1%	2 1.8%	114 100%

3

・身体障害者のみ

	仕事あり		仕事なし	不詳	合計
	仕事が主	他が主			
視覚障害	2 25.0%	0 0.0%	6 75.0%	0 0.0%	8 100%
聴覚・言語障害	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	2 100%
肢体不自由	17 39.5%	4 9.3%	20 46.5%	2 4.7%	43 100%
内部障害	10 66.7%	0 0.0%	5 33.3%	0 0.0%	15 100%
重複障害	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	2 100%
不詳	3 37.5%	0 0.0%	5 62.5%	0 0.0%	8 100%
福城市在住	19 42.2%	2 4.4%	23 51.1%	1 2.2%	45 100%
障害者団体	15 45.5%	2 6.1%	15 45.5%	1 3.0%	33 100%
合計	34 43.6%	4 5.1%	38 48.7%	2 2.6%	78 100%

4

3 仕事の種類

・回答者全体

	自営業	会社・団体役員	常用雇用	臨時・日雇	福祉的就労	NPO等	その他	不詳	計
	身体障害者	5 14.7%	5 14.7%	17 50.0%	2 5.9%	0 0.0%	3 8.8%	1 2.9%	1 2.9%
知的障害者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 66.7%	1 11.1%	2 22.2%	0 0.0%	9 100%
精神障害者	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%	4 33.3%	6 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%	12 100%
重複障害者	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100%
合計	5 8.8%	5 8.8%	19 33.3%	6 10.5%	13 22.8%	4 7.0%	3 5.3%	2 3.5%	57 100%

5

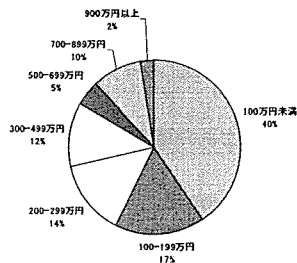
・身体障害者のみ

	自営業	会社・団体役員	常用雇用	臨時・日雇	福祉的就労	NPO等	その他	不詳	計
	視覚障害	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
聴覚・言語障害	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100%
肢体不自由	2 11.8%	2 11.8%	9 52.9%	1 5.9%	0 0.0%	3 17.8%	0 0.0%	0 0.0%	17 100%
内部障害	2 20.0%	1 10.0%	5 50.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	0 0.0%	10 100%
重複障害	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100%
不詳	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100%
福城市在住	3 15.8%	1 5.3%	12 63.2%	1 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.3%	1 5.3%	19 100%
障害者団体	2 13.3%	4 28.7%	5 33.3%	1 6.7%	0 0.0%	3 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	15 100%
合計	5 14.7%	5 14.7%	19 50.0%	6 8.8%	13 33.3%	4 10.5%	3 7.8%	2 5.3%	57 100%

6

4 仕事による収入

- ・調査前年の収入
- ・前年に非就労・収入不明を除く42人



7

・平均収入の比較

	平均値	人数	標準偏差
身体障害者	362.9	26	280.0
知的障害者	50.8	5	78.0
精神障害者	57.2	9	85.9
重複障害者	50.5	2	62.9
自営業	164.7	3	71.8
会社・団体役員	574.5	4	325.8
常用雇用	345.9	16	239.8
臨時・日雇	85.5	6	90.4
福祉的就労	9.1	7	8.5
NPO等で就労	235.0	2	63.4
その他	457.0	2	626.5
不明	8.5	2	9.2
全体	245.4	42	270.0

8

■ 就労者の状況

- ・仕事の有無: 障害種別による違い*
身体障害者の中でも
- ↓
- ・仕事の種類: 知的障害者・精神障害者
→福祉的就労
- ↓
- ・仕事による収入: 仕事の種類による格差
個人間でもばらつき
- ・障害者団体: 就労しやすさ

9

5 非就労者の状況

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	重複障害者	合計
通学のみ	5	0	0	0	5
家事のみ	11	0	2	0	13
その他	22	5	2	1	30
不詳	2	0	0	0	2
すぐ働ける	2	0	0	0	2
就業希望	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%
すぐ働けない	21	1	3	0	25
就業希望	52.5%	20.0%	75.0%	0.0%	50.0%
就業希望なし	10	4	1	1	16
就業希望なし	25.0%	80.0%	25.0%	100.0%	32.0%
不詳	7	0	0	0	7
不詳	17.5%	0.0%	0.0%	0.0%	14.0%
合計	40	5	4	1	50
	100%	100%	100%	100%	100%

10

6 考察

- ・知的・精神障害者: 限られた職場→低い収入
- ・同じ障害・職種でも個人差
- ・非就労者: 「その他」、就業希望なし
- ・障害者団体: 職場として、一般就労へ

⇒障害者団体の活用

就労支援システムの整備

経済的・社会的な自立の実現

11

自主企画シンポジウム10

● ● ●

障害者の生活実態と自立支援
～中間結果:生活時間～

◎ 圓山 里子
(自立生活センター新潟)
maruyama.satoko@nifty.com

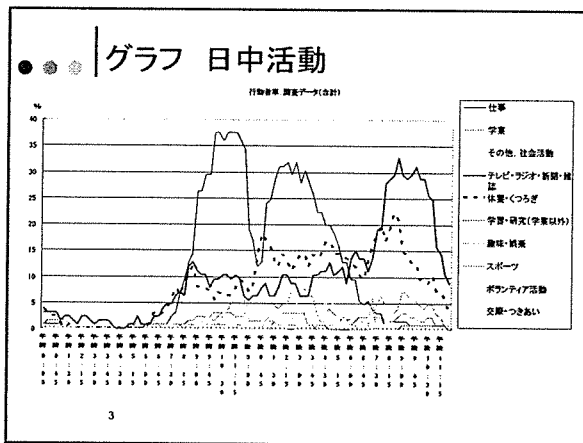
1

● ● ● 「第1回障害者生活実態調査」
の調査結果の傾向

日中活動の状況を見ると、日中の時間帯にかかわらず、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」や「休養・くつろぎ」をしている人達が一定層、存在している。すなわち、「仕事」「その他・社会活動」の人数が増えてくる午前10時～午前11時の時間帯でも、約1割(12～13人)の人びとが、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」を、約7%(8～9人)が「休養・くつろぎ」をしている。

また、「仕事」あるいは「その他・社会活動」をしている人も、その活動時間のピークは、午前11時から午後4時であり、時間帯が限られている傾向がみられる

2



● ● ● 障害者の生活実態

従来の調査
生活実態の把握:「障害」という特性に着目
しかし
社会の多くの人々と比較して、どのような生活実態なのかを把握する視点も重要ではないか
→「社会生活基本調査」による比較

4

● ● ● 社会生活基本調査との比較

比較する調査:平成13年

- 1.総平均
該当する種類の行動をしなかった人を含む全員についての平均
- 2.行動者平均
該当する種類の行動をした人のみについての平均
- 3.行動者率
行動者数
$$= \frac{\text{行動者数}}{\text{属性別の人口}} \times 100 (\%)$$

5

● ● ● 比較する際の留意点

社会生活基本調査

- ・調査データを元に、推計値を算出
- ・総平均の他に、曜日別結果を加重平均した「週全体平均」も算出

本報告での結果

- ・調査結果の単純集計
- ・調査日1日目の集計結果

6

調査第1日目の曜日

	度数	%
月曜日	15	12.0
火曜日	23	18.4
水曜日	14	11.2
木曜日	22	17.6
金曜日	21	16.8
土曜日	7	5.6
日曜日	16	12.8
不詳	7	5.6
合計	125	100.0

7

本報告の内容

1. 時間帯別にみる行動者率の比較
2. 行動の種類別生活時間の比較
調査結果の平均と総平均・週平均
3. 一緒にいた人の比較
(行動者平均時間と行動者率)
調査結果の平均と総平均・週平均

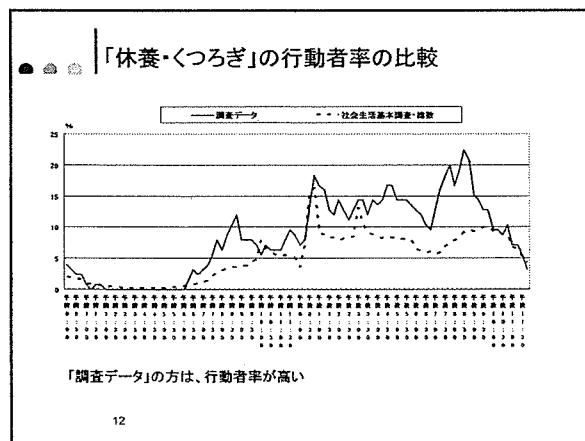
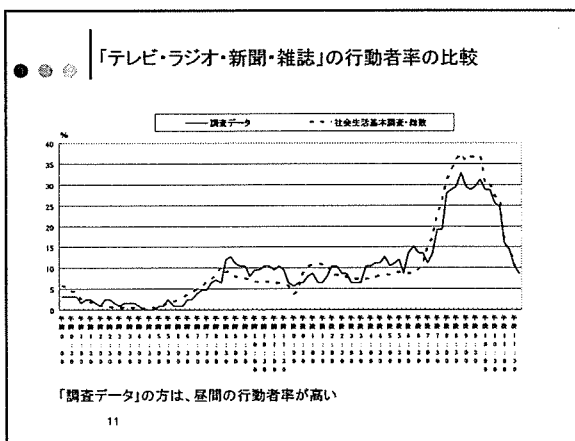
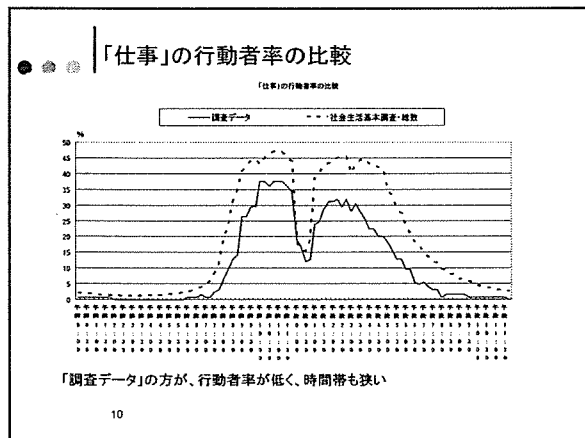
8

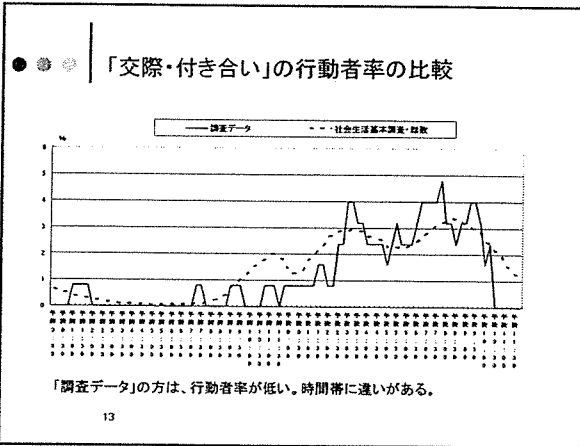
1. 時間帯別にみる行動者率の比較

- 1) 仕事
- 2) テレビ・ラジオ・新聞・雑誌
- 3) 教養・くつろぎ
- 4) 交際・付き合い

※行動の種類については、後述

9





2. 行動の種類別生活時間の比較

行動の種類

- 1次活動
睡眠、食事など生理的に必要な活動
- 2次活動
仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動
- 3次活動
余暇活動など、各人の自由時間における活動

1次活動 (時間、分)

週全体	10歳以上人口(千人)	1次活動					
		睡眠	身の回りの用事	衣服の着脱	排泄	入浴	食事
総数	113,095	7.45	1.13	—	—	—	1.38
男	55,084	7.52	1.02	—	—	—	1.36
女	58,011	7.38	1.23	—	—	—	1.41
合計	N=125	8.09	—	0.33	0.31	0.32	1.35
身体障害者	N=88	7.54	—	0.37	0.33	0.31	1.35
知的障害者	N=16	8.41	—	0.23	0.31	0.27	1.45
精神障害者	N=18	8.46	—	0.23	0.19	0.37	1.28
重複障害者	N=3	8.50	—	0.45	0.40	0.45	1.40

注) 本調査では、「身の回りの用事」を、「衣服の着脱」「排泄」「入浴」それぞれの項目として設定

2次活動 (時間、分)

週全体	10歳以上人口(千人)	2次活動							
		通勤・通学	仕事	学業	その他社会活動	家事	介護・習字	育児	買い物
総数	113,095	0.31	3.39	0.40	—	1.25	0.03	0.13	0.24
男	55,084	0.41	4.56	0.43	—	0.13	0.01	0.03	0.14
女	58,011	0.22	2.27	0.37	—	2.31	0.05	0.22	0.33
合計	N=125	0.35	2.42	0.10	0.25	0.55	0.04	0.04	0.23
身体障害者	N=88	0.35	2.27	0.15	0.23	1.09	0.06	0.04	0.22
知的障害者	N=16	0.33	3.34	0.00	0.16	0.06	0.00	0.00	0.17
精神障害者	N=18	0.37	3.11	0.00	0.45	0.38	0.00	0.02	0.38
重複障害者	N=3	0.25	2.30	0.00	0.00	0.15	0.00	0.00	0.00

3次活動 (時間、分)

週全体	10歳以上人口(千人)	3次活動									
		移動(通勤・通学を除く)	レジャー(公園・新緑・散歩)	読書(くつろぎ)	学習(学業以外)	趣味・娯楽	スポーツ	ボランティア活動・社会参加活動	交際・付き合い	受診・療養	その他
総数	113,095	0.22	2.32	1.20	0.14	0.42	0.13	0.04	0.26	0.08	0.16
男	55,084	0.32	2.38	1.19	0.14	0.50	0.16	0.04	0.25	0.07	0.14
女	58,011	0.13	2.26	1.21	0.13	0.35	0.10	0.05	0.27	0.10	0.18
合計	N=125	0.42	2.22	2.01	0.19	0.38	0.07	0.01	0.18	0.31	0.22
身体障害者	N=88	0.39	2.28	1.42	0.22	0.41	0.06	0.02	0.23	0.39	0.28
知的障害者	N=16	1.02	2.47	2.46	0.08	0.23	0.08	0.00	0.09	0.04	0.09
精神障害者	N=18	0.38	1.34	2.59	0.16	0.11	0.15	0.03	0.13	0.25	0.07
重複障害者	N=3	0.55	2.50	1.30	0.00	2.55	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

3. 一緒にいた人の比較

「一緒にいた」とは・・・
会話をしようと思えば、その人と普通に話ができる程度の距離にいる人のこと

※複数回答だが、本調査の結果においては、複数回答を除いている。